

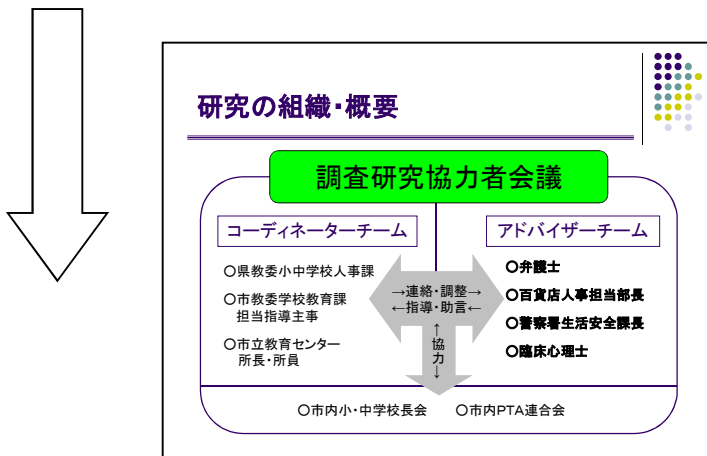
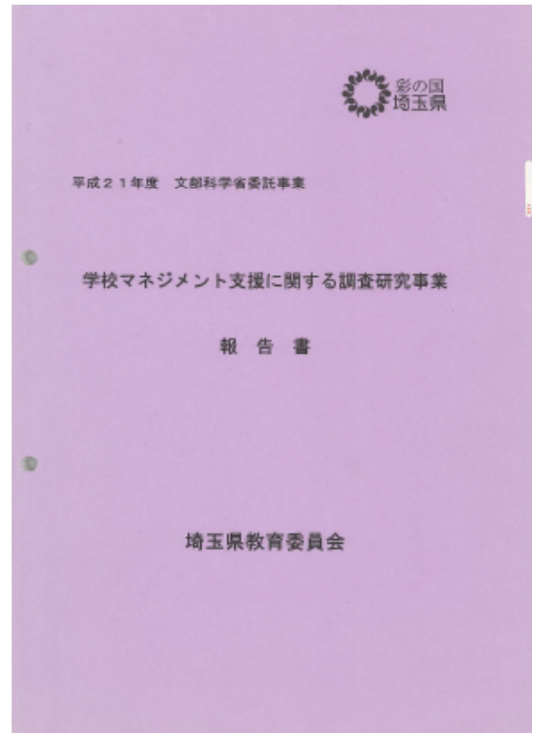
### 3 平成21年度「学校マネジメント支援に関する調査研究事業」より

#### (1) 平成21年度の研究

平成21年度には、前年度の研究を受け、さらに「学校に寄せられる要求・要望への効果的な対応の在り方」について研究を進めました。

#### (2) 平成21年度 事例収集

またこの年の12月には、本市だけでは事例が少ないため、県内の69市町村に依頼し、1082校から「保護者等への対応で学校だけでは対応が困難であった事例」を収集しました。



## 県内全市町村対象調査(H21.12)

- 「保護者等への対応で学校だけでは解決が困難であった事例に関する調査」

◎ 調査結果(全69市町村対象)1082校<さいたま市を除く>

- 1 学校での対応が困難で市町村教育委員会での相談、対応が必要であった事例の件数

小学校	46	件
中学校	34	件

- 2 1のうち現在も解決していない事例の数

小学校	16	件
中学校	14	件

\* 全体の6割強の事例は、市町村教育委員会で対応し、解決に向かう

「保護者等への対応で学校だけでは対応が困難であった事例」の内訳

いじめ、不登校に関して	12	件
教職員の言動・対応に関して	31	件
学校での怪我、負傷、事故に関して	5	件
生徒指導の対応に関して(子ども同士のトラブル)	15	件
他の保護者(保護者同士のトラブル)	3	件
その他(支払い・金銭に関わるもの、教育観など)	14	件

(3) 平成21年度 北本市での対応事例

平成21年度「学校マネジメント支援に関する調査研究事業」(北本市教育委員会)

相談依頼票<起こりうる事例に関する相談> No.7

平成22年〇〇月〇〇日提出

相談者	回答希望の期限
北本市教育委員会・〇〇・〇〇〇〇	平成22年〇〇月〇〇日
相談事案(タイトル) 給食費を一切納めない保護者への対応	
相談等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Hさんは小学校2年生男子。家族は父、母、本人、弟(小1)の4人。</li> <li>・給食費は、自校方式のため学校のいわゆる「私会計」で処理しており、毎月の口座振替による方法で集金をしているが、入学以来、兄弟ともに給食費について一切未納(1年9ヶ月及び9ヶ月)である。</li> <li>・しかし、手集金(学校に持参する方法)で集めている教材費等についての未納はない。</li> <li>・この家庭から積極的な要求、要望等については一切ない。むしろ、学校からの接触を避けようとしている。</li> </ul>
これまでの対応内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の小学校では、入学前に保護者に対して、給食費の納付方法について説明をし、金融機関からの引き落とし手続きを行っている。</li> <li>・給食費が未納の家庭に対して学校は、保護者宛の給食費納入依頼通知により対応をしている。こうすることで、多くの家庭は給食費を納入しているが、当該家庭は一切、納入されていない。</li> <li>・そのため学校は当該家庭に対して、毎月の督促状及び給食費納入計画書を送付し、納入を促しているが反応がない。</li> <li>・保護者会、教育相談等で保護者が来校した際、会の終了後に、担任だけでなく管理職、事務職が保護者と面談をしたり、または家庭訪問を行ったりして、事情を聞くなどし、期限を切って納入するように促しているが、未だに納入がない。</li> <li>・学校は従来、給食費の年度会計報告において、教育上の配慮として未納者が一切分からないよう、保護者全体に知らせていたが、未納額が大きくなってきて、収入支出において齟齬を生じてきているため、未納の詳細について他の保護者に知らせることも検討をしている。</li> </ul>
これまでの対応の根拠(考え方・見通し等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この家庭が経済的に厳しい状況にあるという情報はない。したがって、就学援助に関する方法では対応できない。</li> <li>・学校としては、法的な強制力をもって、対応できればと考えている。</li> <li>・なお、市の中学校における給食では、センター方式をとっており、未納者に対しては、市職員による家庭訪問による集金を行っている。</li> </ul>
問題点(質問事項)	<p>◎1 恣意的に給食費を納めようとしない保護者への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強制力をもった集金方法があるのか、または学校として集金を行うための何らかの手だてがあるのかについて、法的な視点より、御指導、御教示ください。</li> </ul>